

(2) 乗合バスの車内事故

7月3日（火）午後0時20分頃、宮城県の県道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約40名を乗せ運行中、客扱い後に発車した際、当該バス停から乗車した乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、乗車して立っていた当該乗客が、席を譲られて着席しようとしたときにバスが発車したため発生した模様。

(3) 乗合バスの衝突事故

7月4日（水）午前6時42分頃、静岡県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、時間調整のため道路左側の路外で停車後、道路に進入した際、後方から進行してきた二輪車と衝突した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

(4) 乗合バスの火災事故

7月4日（水）午後3時40分頃、滋賀県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが空車で運行中、運転者が車内の煙に気づき停車したところ、バッテリーから出火していたため車載の消火器で消火した。

この事故による負傷者はなかったが、当該バスのバッテリー周辺を焼損した。

(5) 乗合バスの車内事故

7月5日（木）午後5時32分頃、広島県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客11名を乗せ運行中、バス停で乗客2名を降車させた際、2人目の乗客が降車している途中で運転者が扉を閉めたため、乗客が扉に押されて路上に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(6) 貸切バスの死傷事故

6月30日（土）午後2時23分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客9名を乗せ運行中、右方向から横断していた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

歩行者は、横断歩道先の車道を横断していた模様。

(7) 貸切バスの追突事故

7月4日（水）午前9時35分頃、岩手県の国道トンネル内において、宮城県に営業所を置く貸切バスが乗客37名と添乗員1名を乗せ運行中、前方のトラックに追突した。

この事故により、当該バスの乗客18名が軽傷を負った。

現場は片側1車線の直線道路で、前方で発生した別の事故により停止したトラックに気づき、当該バスの運転者がブレーキをかけたが、車間距離が短かったため

このような事故を未然に防止するため、中部運輸局では、日本バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、7月を「バス車内事故防止強化月間」に定め、この強化月間以降、秋頃までの間において、地域のバス協会や乗合バス事業者と連携して、バスの利用者を集めて乗車中の注意点等と呼びかける『車内事故防止教室』を開催することとしています。

乗合バス運転者の方々におかれましては、バス停で乗車した乗客の着席を確認してからバスを発車させるなど安全運行の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、バスの利用者に対しては、チラシの配付や『車内事故防止教室』等を通じて、走行中のバス車内で立った状態でのスマホ等の操作は大変危険であることや、バスが停留所に停止してから席を立つことなど、バスを安全に利用することを徹底していただくよう周知して参ります。

バスの車内事故防止に、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/basusyanaijikobousikyokagekkan.pdf>

(3) 危ない！乗合バスの車内事故を防ごう！！～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】

(配信日：H30.6.29)

公益社団法人日本バス協会が7月に全国で「車内事故防止キャンペーン」を実施します。

キャンペーンに合わせ、関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で設置した乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ参加事業者が車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、当局はその取組を支援します。

○関東運輸局では、乗合バス事故の削減を目的として、関東地区バス保安対策協議会と合同で乗合バス事故防止検討ワーキンググループ（以下検討WG）を開催し、事故防止対策に取り組んでいます。

○これまで検討WGで取りまとめた基本動作の確実な実施等、徹底する対策を実施しています。

○公益社団法人 日本バス協会が実施する「車内事故防止キャンペーン」において、検討WG事業者が高齢者疑似体験キットを活用した運転者教育や安全教室の開催による利用者への啓発等、車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、車内事故の一層の削減を目指します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

(4) 健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

(配信日 : H30. 6. 8)

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。

また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

自動車運送事業者におかれましては、このマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施していただくようお願いします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」
(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」
(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」
(平成30年2月策定)

※これらのマニュアル等については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(5) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

(配信日 : H30. 6. 8)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたします。

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

